

# I 教育委員会

## 1 教育委員会委員



委員長 塩田 澄子



委員長職務代理者 曾田 佳代子



委員 東條 光彦



委員 奥津 晋



教育長 山脇 健

役職名	氏名	委員 就任年月日	委員現任期
委員長	塩田 澄子	平22.10.4	平22.10.4～26.10.3
委員長職務代理者	曾田 佳代子	平23.10.8	平23.10.8～27.10.7
委員	東條 光彦	平24.9.1	平24.9.1～28.8.31
委員	奥津 晋	平25.12.24	平25.12.24～29.12.23
教育長	山脇 健	平20.9.1	平24.9.1～28.8.31

## 2 教育委員会会議

(平成25年1月～12月 回数14回)

事 件	議案件数	事 件	議案件数	事 件	議案件数
規則等の制定・改正	11	審議会等委員の委嘱・任命	3		
人事関係	10	その他	13		
予算関係	11			合 計	48

### 3 教育委員会の沿革

- 昭27.10.5 教育委員会委員の選挙が実施される。
- 27.10.6 教育委員に小川潔，西村伊勢松，塩田寿代，日下辰太を決定する。
- 27.10.21 市議会選出委員に三宅幸夫を決定。
- 27.11.1 岡山市教育委員会が成立する。  
委員互選の結果，委員長に日下辰太，副委員長に小川潔が選任される。
- 27.12.1 教育長に堀野猛が任命される。
- 28.10.30 正副委員長改選。委員長に三宅幸夫，副委員長に小川潔が選任される。
- 29.5.30 議会選出委員三宅幸夫死亡により三宅辰三郎が選出される。
- 29.6.15 正副委員長改選。委員長に小川潔，副委員長に塩田寿代が選任される。
- 29.7.23 事務局庁舎を旧市警本部あとの庁舎（大供 191の1）に移転。
- 29.8.14 事務局機構一部改革，教育長室，庶務課施設係を新設，学校調査係廃止，指導室を指導課に変更。
- 30.4.29 議会選出委員三宅辰三郎が任期満了により退任。
- 30.5.31 議会選出委員に萩原香が選出される。
- 30.6.15 正副委員長改選。委員長に西村伊勢松，副委員長に塩田寿代が選任される。
- 31.3.31 教育長堀野猛が退職。
- 31.4.1 事務局機構一部改革，教育長室を廃止。
- 31.5.1 事務局機構一部改革，学務課を学校教育課に，指導課を学校教育指導係に変更。学校教育課長国末保一を教育長代理に任命。
- 31.6.15 正副委員長改選。委員長に西村伊勢松，副委員長に塩田寿代が選任される。
- 31.8.31 教育委員総辞職。
- 31.9.1 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づく教育委員に秋山武夫，山崎正隆，柴山茂子，松原光信，国末保一が市長から任命される。  
委員互選の結果，委員長に秋山武夫を選出，委員長職務代理者に山崎正隆を指定。教育長に国末保一を任命。
- 32.8.31 委員松原光信が任期満了により退任。
- 32.9.9 教育委員に須賀広太が任命される。
- 32.9.14 委員互選の結果，委員長に秋山武夫を選出，委員長職務代理者に山崎正隆を指定。
- 33.8.31 委員柴山茂子が任期満了により退任。
- 33.9.13 教育委員に山内尚子が任命される。
- 33.9.22 委員互選の結果，委員長に秋山武夫を選出，委員長職務代理者に山崎正隆を指定。
- 34.8.31 委員山崎正隆が任期満了により退任。
- 34.9.29 教育委員に河原太郎が任命される。
- 34.10.8 委員互選の結果，委員長に秋山武夫を選出，委員長職務代理者に須賀広太を指定。
- 35.5.4 委員長秋山武夫が死亡。
- 35.6.17 秋山武夫の後任として服部克己が任命される。
- 35.6.18 委員互選の結果，委員長に服部克己を選出，委員長職務代理者に須賀広太を指定。
- 35.8.31 委員服部克己，国末保一が任期満了により退任。
- 35.9.1 委員服部克己，国末保一が再任される。  
委員互選の結果，委員長に服部克己を選出，委員長職務代理者に須賀広太を指定，教育長に国末保一を再任。
- 36.9.8 委員須賀広太が任期満了により退任。
- 36.9.12 教育委員に稲田洋一が任命される。
- 36.9.16 委員互選の結果，委員長に服部克己を選出，委員長職務代理者に山内尚子を指定。
- 37.4.1 事務局機構一部改革，社会教育課体育係廃止，保健体育課新設。
- 37.9.12 委員山内尚子が任期満了により退任。
- 37.10.4 委員山内尚子が再任される。
- 37.10.8 委員互選の結果，委員長に服部克己を選出，委員長職務代理者に河原太郎を指定。
- 38.4.1 事務局機構一部改革，庶務課施設係廃止，施設課新設。
- 38.9.28 委員河原太郎が任期満了により退任。
- 38.10.4 教育委員に佐藤弘が任命される。
- 38.10.7 委員互選の結果，委員長に服部克己を選出，委員長職務代理者に稲田洋一を指定。
- 39.8.31 委員服部克己，国末保一が任期満了により退任。
- 39.9.1 委員服部克己，国末保一が再任される。  
委員互選の結果，委員長に服部克己を選出，委員長職務代理者に稲田洋一を指定。教育長に国末保一を再任。

- 昭40. 9. 11 委員稲田洋一が任期満了により退任。
40. 9. 21 教育委員に西下賢治が任命される。
40. 10. 1 委員互選の結果、委員長に服部克己を選出、委員長職務代理者に山内尚子を指定。
41. 9. 30 教育長国末保一が辞任。
41. 10. 1 教育委員に難波輝夫が任命される。教育長に難波輝夫を任命。
41. 10. 3 委員山内尚子が任期満了により退任。
41. 10. 4 教育委員に山本尚子が任命される。
41. 10. 5 委員互選の結果、委員長に服部克己を選出、委員長職務代理者に佐藤弘を指定。
41. 12. 21 委員服部克己が辞任。
41. 12. 26 服部克己の後任として大和人士が任命される。委員互選の結果、委員長に佐藤弘を選出、委員長職務代理者に西下賢治を指定。
42. 10. 1 委員佐藤弘が再任される。委員互選の結果、委員長に佐藤弘を選出。
43. 8. 31 委員大和人士、難波輝夫が任期満了により退任。
43. 9. 1 委員大和人士、難波輝夫が再任される。教育長に難波輝夫を再任。
43. 10. 4 委員互選の結果、委員長に佐藤弘を選出、委員長職務代理者に西下賢治を指定。
44. 7. 15 事務局機構一部改革、学校教育課を廃止し、学事課を新設。学校教育課指導係を廃止し、指導課を新設。
44. 9. 20 委員西下賢治が任期満了により退任。
44. 9. 29 教育委員に中島保が任命される。
44. 10. 4 委員互選の結果、委員長に佐藤弘を選出、委員長職務代理者に山本尚子を指定。
45. 10. 3 委員山本尚子が任期満了により退任。
45. 10. 4 教育委員に松本満寿子が任命される。
45. 10. 16 委員互選の結果、委員長に佐藤弘を選出、委員長職務代理者に大和人士を指定。
46. 5. 1 事務局機構一部改革、社会教育課文化係を廃止、文化課新設。
46. 10. 3 委員佐藤弘が任期満了により退任。
46. 10. 8 教育委員に木原佑一が任命される。
46. 10. 22 委員互選の結果、委員長に大和人士を選出、委員長職務代理者に中島保を指定。
47. 8. 31 委員大和人士、難波輝夫が任期満了により退任。
47. 9. 1 教育委員に佐藤次文、橋本進が任命される。委員互選の結果、委員長に佐藤次文を選出。教育長に橋本進を任命。
48. 9. 28 委員中島保が任期満了により退任。
48. 10. 11 委員互選の結果、委員長に佐藤次文を選出、委員長職務代理者に松本満寿子を指定。
48. 12. 22 教育委員に甲元恒也が任命される。
49. 4. 1 事務局機構一部改革、民主教育指導室を新設。
49. 10. 4 委員松本満寿子が再任される。
49. 10. 11 委員互選の結果、委員長に佐藤次文を選出、委員長職務代理者に松本満寿子を指定。
50. 10. 7 委員木原佑一が任期満了により退任。
50. 10. 8 教育委員に中島博が任命される。
50. 10. 14 委員互選の結果、委員長に佐藤次文を選出、委員長職務代理者に松本満寿子を指定。
51. 4. 1 事務局機構一部改革、民主教育指導室を民主教育指導課に変更。
51. 8. 31 委員佐藤次文、橋本進が任期満了により退任。
51. 9. 1 委員佐藤次文、橋本進が再任される。委員互選の結果、委員長に佐藤次文を選出。教育長に橋本進を再任。
52. 9. 6 委員互選の結果、委員長に佐藤次文を選出、委員長職務代理者に松本満寿子を指定。
52. 12. 21 委員甲元恒也が任期満了により退任。
52. 12. 23 委員甲元恒也が再任される。
53. 4. 1 事務局機構一部改革、保健体育課を廃止し、学校保健課、市民体育課を新設。
53. 10. 3 委員松本満寿子が任期満了により退任。
53. 10. 4 教育委員に喜多嶋美枝子が任命される。委員互選の結果、委員長に佐藤次文を選出、委員長職務代理者に甲元恒也を指定。
54. 10. 7 委員中島博が任期満了により退任。
54. 10. 8 教育委員に小林稔が任命される。
54. 10. 11 委員互選の結果、委員長に佐藤次文を選出、委員長職務代理者に甲元恒也を指定。
55. 8. 31 委員佐藤次文、橋本進が任期満了により退任。
55. 9. 1 教育委員に江草安彦、水谷靖が任命さ

- れる。
- 委員互選の結果、委員長に甲元恒也を選出、委員長職務代理者に小林稔を指定。教育長に水谷靖を任命。
- 昭56. 9. 1 委員互選の結果、委員長に甲元恒也を選出、委員長職務代理者に小林稔を指定。
56. 12. 22 委員甲元恒也が任期満了により退任。
56. 12. 23 委員甲元恒也が再任される。委員互選の結果、委員長に甲元恒也を選出。
57. 10. 3 委員喜多嶋美枝子が任期満了により退任。
57. 10. 4 委員喜多嶋美枝子が再任される。
57. 12. 22 委員甲元恒也が辞任。
57. 12. 25 甲元恒也の後任として横田勉が任命される。
58. 1. 6 委員互選の結果、委員長に小林稔を選出。
58. 2. 19 委員長職務代理者に喜多嶋美枝子を指定。
58. 4. 13 事務局機構一部改革、民主教育指導課を同和教育指導課に変更。
58. 6. 1 事務局機構改革、部・室制を新設。管理部（総務課、財務課、施設課）、学校教育部（学事課、指導課、学校保健課）、社会教育部（社会教育課、文化課、市民体育課）、同和教育指導室、西大寺分室。
58. 8. 21 委員江草安彦が辞任。
58. 8. 22 江草安彦の後任として赤枝郁郎が任命される。
58. 9. 5 委員（教育長）水谷靖が辞任。
58. 9. 6 教育長職務代理者に教育次長永井一夫を指定。
58. 10. 1 水谷靖の後任として奥山桂が任命される。教育長に奥山桂を任命。
58. 10. 7 委員小林稔が任期満了により退任。
58. 10. 8 教育委員に辻吉之祐が任命される。
58. 10. 11 委員互選の結果、委員長に横田勉を選出。
59. 8. 31 委員赤枝郁郎、奥山桂が任期満了により退任。
59. 9. 1 委員赤枝郁郎、奥山桂が再任される。教育長に奥山桂を再任。
59. 10. 11 委員互選の結果、委員長に横田勉を選出。
60. 12. 22 委員横田勉が任期満了により退任。
60. 12. 24 委員横田勉が再任される。
60. 12. 26 委員互選の結果、委員長に横田勉を選出、委員長職務代理者に赤枝郁郎を指定。
61. 10. 3 委員喜多嶋美枝子が任期満了により退任。
61. 10. 4 委員喜多嶋美枝子が再任される。
61. 12. 26 委員互選の結果、委員長に赤枝郁郎を選出、委員長職務代理者に辻吉之祐を指定。
62. 10. 7 委員辻吉之祐が任期満了により退任。
62. 10. 8 委員辻吉之祐が再任される。
62. 12. 26 委員互選の結果、委員長に辻吉之祐を選出、委員長職務代理者に喜多嶋美枝子を指定。
63. 8. 31 委員赤枝郁郎、奥山桂が任期満了により退任。
63. 9. 1 委員赤枝郁郎、奥山桂が再任される。教育長に奥山桂を再任。
63. 12. 26 委員互選の結果、委員長に喜多嶋美枝子を選出、委員長職務代理者に横田勉を指定。
- 平元. 12. 23 委員横田勉が任期満了により退任。
12. 24 教育委員に平松掟が任命される。
12. 26 委員互選の結果、委員長に赤枝郁郎を選出、委員長職務代理者に辻吉之祐を指定。
2. 10. 3 委員喜多嶋美枝子が任期満了により退任。
2. 10. 4 教育委員に高田武子が任命される。
2. 12. 26 委員互選の結果、委員長に辻吉之祐を選出、委員長職務代理者に平松掟を指定。
3. 10. 7 委員辻吉之祐が任期満了により退任。
3. 10. 8 教育委員に藤原静雄が任命される。委員互選の結果、委員長に平松掟を選出、委員長職務代理者に高田武子を指定。
4. 8. 31 委員赤枝郁郎、奥山桂が任期満了により退任。
4. 9. 1 教育委員に片岡和男が任命される。委員奥山桂が再任される。教育長に奥山桂を再任。
4. 10. 8 委員互選の結果、委員長に高田武子を選出、委員長職務代理者に藤原静雄を指定。
5. 10. 8 委員互選の結果、委員長に藤原静雄を選出、委員長職務代理者に片岡和男を指定。
5. 12. 23 委員平松掟が任期満了により退任。
5. 12. 24 委員平松掟が再任される。
6. 10. 3 委員高田武子が任期満了により退任。
6. 10. 4 委員高田武子が再任される。
6. 10. 8 委員互選の結果、委員長に片岡和男を選出、委員長職務代理者に平松掟を指定。
7. 2. 27 教育長職務代理者に教育次長池芳昭を指定。

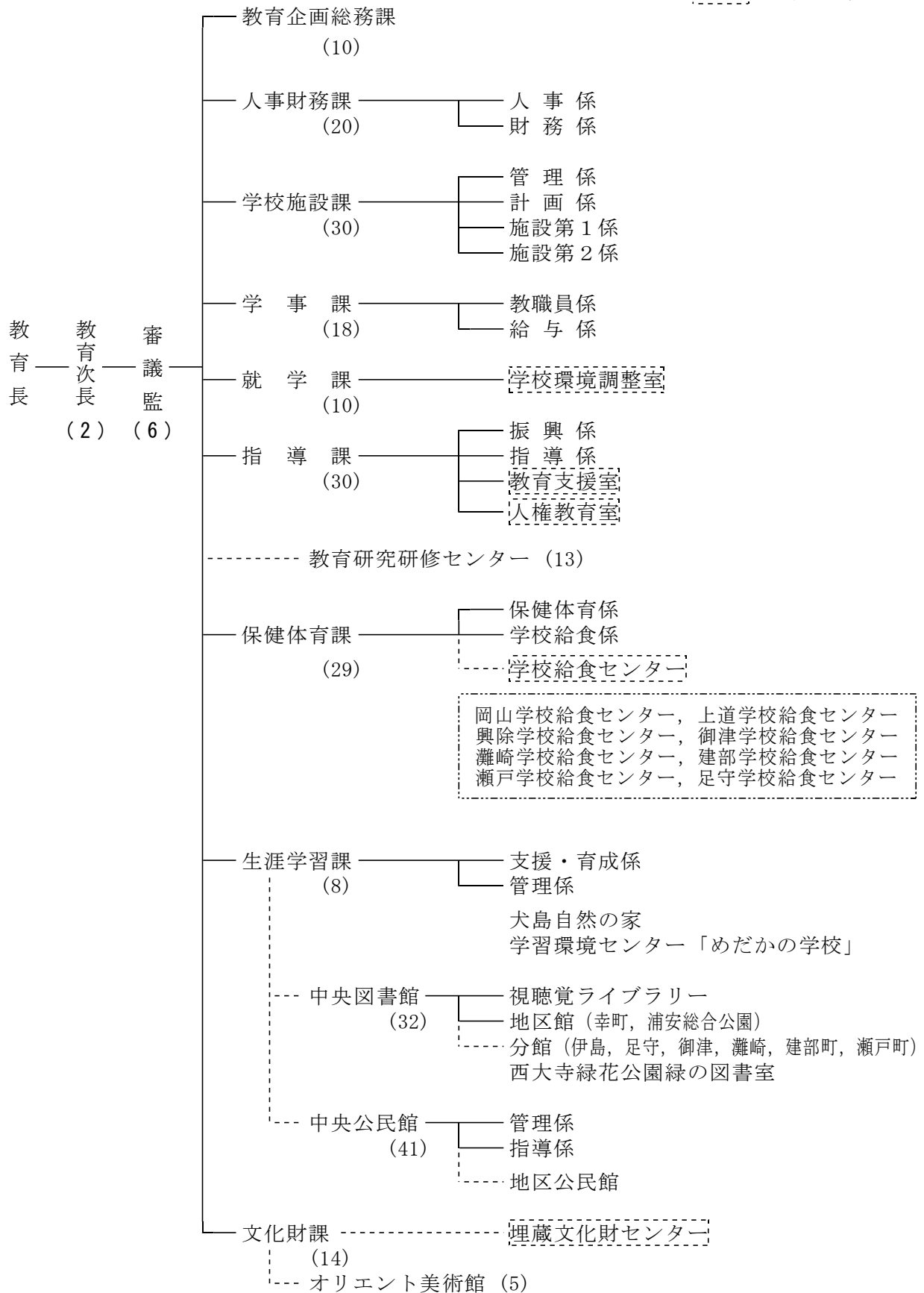
- 平7. 3. 31 委員（教育長）奥山桂が辞任。
7. 4. 1 奥山桂の後任として戸村彰孝が任命される。
7. 4. 3 教育長に戸村彰孝を任命。
- 7.10. 7 委員藤原静雄が任期満了により退任。
- 7.10. 8 委員藤原静雄が再任される。委員互選の結果、委員長に平松掟を選出、委員長職務代理者に高田武子を指定。
8. 4. 1 事務局機構一部改革，学校保健課を廃止し，保健体育課を新設。市民体育課を廃止し，スポーツ振興課を新設。
8. 8.31 委員片岡和男，戸村彰孝が任期満了により退任。
8. 9. 1 委員片岡和男，戸村彰孝が再任される。教育長に戸村彰孝を再任。
- 8.10. 8 委員互選の結果，委員長に高田武子を選出，委員長職務代理者に藤原静雄を指定。
9. 4. 1 事務局機構一部改革，財務課を廃止し総務課内に財務室を新設。
- 9.10. 8 委員互選の結果，委員長に藤原静雄を選出，委員長職務代理者に片岡和男を指定。
- 9.12.23 委員平松掟が任期満了により退任。
- 9.12.24 教育委員に西田秀史が任命される。
10. 4. 1 事務局機構一部改革，学校教育部に学校再編推進室を新設。学事課内に中高一貫校開設準備室を新設。社会教育部を生涯学習部に，社会教育課を生涯学習課に名称変更。スポーツ振興課内に国体準備室を新設。西大寺分室を廃止。
- 10.10. 3 委員高田武子が任期満了により退任。
- 10.10. 4 教育委員に平田嬉世子が任命される。
- 10.10. 8 委員互選の結果，委員長に片岡和男を選出，委員長職務代理者に西田秀史を指定。
11. 4. 1 事務局機構一部改革，中高一貫校開設準備室及び国体準備室（市長事務部局へ）を廃止。  
岡山後楽館中学校・高等学校（中高一貫校）を開校。
- 11.10. 7 委員藤原静雄が任期満了により退任。
- 11.10. 8 教育委員に森靖喜が任命される。  
委員互選の結果，委員長に西田秀史を選出，委員長職務代理者に平田嬉世子を指定。
12. 4. 1 事務局機構一部改革，文化課を廃止し文化財課を新設，文化財課内に岡山市埋蔵文化財センターを新設。
12. 8.31 委員片岡和男，戸村彰孝が任期満了により退任。
12. 9. 1 教育委員に田邊研二，玉光源爾が任命される。教育長に玉光源爾を任命。
- 12.10. 8 委員互選の結果，委員長に西田秀史を選出，委員長職務代理者に平田嬉世子を指定。
13. 4. 1 事務局機構一部改革，総務課内財務室を廃止。  
生涯学習課内に岡山市青少年育成センターを新設。
- 13.10. 8 委員互選の結果，委員長に平田嬉世子を選出，委員長職務代理者に森靖喜を指定。
- 13.12.23 委員西田秀史が任期満了により退任。
- 13.12.24 教育委員に奥田哲也が任命される。
14. 4. 1 事務局機構一部改革，同和教育指導室を廃止し，人権同和教育室を新設。
- 14.10. 3 委員平田嬉世子が任期満了により退任。
- 14.10. 4 教育委員に内田通子が任命される。  
委員互選の結果，委員長に森靖喜を選出，委員長職務代理者に田邊研二を指定。
- 15.10. 4 委員互選の結果，委員長に田邊研二を選出，委員長職務代理者に奥田哲也を指定。
- 15.10. 7 委員森靖喜が任期満了により退任。
- 15.10. 8 教育委員に井上眞澄が任命される。
16. 4. 1 事務局機構一部改革，総務課，新しい教育推進課を廃止し，教育企画総務課，人事財務課を新設。  
また，指導課の課内室として，教育支援室を設置。保健体育課に学校給食センターを配置。
16. 8.31 委員田邊研二，玉光源爾が任期満了により退任。
16. 9. 1 教育委員に塚本千秋が任命される。委員玉光源爾が再任される。  
委員互選の結果，委員長に奥田哲也を選出，委員長職務代理者に内田通子を指定。教育長に玉光源爾を再任。
17. 3.23 事務局機構一部改革，教育企画総務課の課内室として，御津分室，灘崎分室を設置。
17. 3.31 委員（教育長）玉光源爾が辞任。
17. 4. 1 玉光源爾の後任として山根文男が任命される。教育長に山根文男を任命。
17. 9. 1 委員互選の結果，委員長に内田通子を選出，委員長職務代理者に井上眞澄を指定。
- 17.12.23 委員奥田哲也が任期満了により退任。
- 17.12.24 教育委員に佐々木浩史が任命される。
18. 4. 1 事務局機構一部改革，管理部，学校教育課，生涯学習部を廃止。指導課内教

- 育センターを課相当の総合教育センターとし、センター内に教育研究・研修室、教育相談室を新設。
- 平18. 9. 1 委員互選の結果、委員長に井上眞澄を選出、委員長職務代理者に塚本千秋を指定。
18. 10. 3 委員内田通子が任期満了により退任。
18. 10. 4 教育委員に岡崎優子が任命される。
19. 1. 22 事務局機構一部改革，教育企画総務課の課内室として，建部分室，瀬戸分室を設置。生涯学習課に環境学習センター「めだかの学校」を配置。スポーツ振興課に建部町B&G海洋センター，瀬戸町総合運動公園を配置。
19. 4. 1 事務局機構一部改革，スポーツ振興課（市長事務部局へ）を廃止。岡山市市民協働による自立する子どもの育成を推進する条例（愛称岡山っ子育成条例 岡山市条例第147号）を制定，施行。
19. 9. 1 委員互選の結果，委員長に塚本千秋を選出，委員長職務代理者に佐々木浩史を指定。
19. 10. 7 委員井上眞澄が任期満了により退任。
19. 10. 8 教育委員に福武れい子が任命される。
20. 4. 1 事務局機構一部改革，青年の家を廃止。犬島自然の家を生涯学習課に配置。
20. 8. 31 委員塚本千秋，山根文男が任期満了により退任。
20. 9. 1 教育委員に柳原正文，山脇健が任命される。教育長に山脇健を任命。委員互選の結果，委員長に佐々木浩史を選出，委員長職務代理者に岡崎優子を指定。
21. 3. 31 委員福武れい子が願により退任。
21. 4. 1 教育委員に片岡雅子が任命される。事務局機構一部改革，就学課新設。人権同和教育室を廃し，指導課内に人権教育室を設ける。施設課を学校施設課に改称。
21. 9. 1 委員互選の結果，委員長に岡崎優子を選出，委員長職務代理者に片岡雅子を指定。
21. 12. 23 委員佐々木浩史が任期満了により退任。
21. 12. 24 教育委員に渡辺勝志が任命される。
22. 4. 1 事務局機構一部改革，教育企画総務課内御津分室，灘崎分室を廃し，総合教育センターの教育相談室を指導課内に移管するとともに教育研究・研修室を廃止。
22. 9. 1 委員互選の結果，委員長に片岡雅子を選出。委員長職務代理者に柳原正文を指定。
22. 10. 3 委員岡崎優子が任期満了により退任。
22. 10. 4 教育委員に塩田澄子が任命される。
23. 4. 1 事務局機構一部改革，総合教育センターを教育研究研修センターと改称。
23. 9. 1 委員互選の結果，委員長に柳原正文を選出。委員長職務代理者に渡辺勝志を指定。
23. 10. 7 委員片岡雅子が任期満了により退任。
23. 10. 8 教育委員に曾田佳代子が任命される。
24. 4. 1 事務局機構一部改革，教育企画総務課内建部分室，瀬戸分室を廃止。
24. 8. 31 委員柳原正文が任期満了により退任。
24. 9. 1 教育委員に東條光彦が任命される。委員互選の結果，委員長に渡辺勝志を選出。委員長職務代理者に塩田澄子を指定。教育長に山脇健を再任。
25. 1. 22 岡山市教育振興基本計画を策定。
25. 3. 31 事務局機構一部改革，岡山市青少年育成センターを廃止。
25. 4. 1 事務局機構一部改革，就学課の課内室として，学校環境調整室を設置。
25. 8. 23 委員互選の結果，委員長に塩田澄子を選出。委員長職務代理者に曾田佳代子を指定。
25. 12. 23 委員渡辺勝志が任期満了により退任。
25. 12. 24 教育委員に奥津晋が任命される。

1 教育委員会事務局・教育機関の機構と職員数及び事務分掌

H26. 4. 1現在職員数:269人  
 (再任用・任期付短時間勤務・  
 嘱託・臨時職員は除く)

----- は課内室相当



## 事務分掌

教育企画総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 教育行政の総合企画並びに重要施策の企画及び調整に関する事。</li> <li>(2) 教育制度の調査研究に関する事。</li> <li>(3) 教育資料の収集及び作成に関する事。</li> <li>(4) 教育統計に関する事。</li> <li>(5) 進行管理の総括に関する事。</li> <li>(6) 教育委員及び教育委員会の会議に関する事。</li> <li>(7) 各種協議会等に関する事。</li> <li>(8) 局内における政策法務に関する事。</li> <li>(9) 局内及び教育機関(幼稚園を除く。)との連絡調整等に関する事。</li> <li>(10) 広報・広聴及び相談の総括に関する事。</li> <li>(11) 組織及び事務分掌に関する事。</li> <li>(12) 公印の管守に関する事。</li> <li>(13) 請願及び陳情等処理に関する事。</li> <li>(14) 文書の受発及び管理保守に関する事。</li> <li>(15) 事務局その他教育機関(幼稚園を除く。)に係る危機管理に関する事。</li> <li>(16) 他課の主管に属しない事。</li> </ul>
<p>人事財務課</p> <p>人事係</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 事務局及び教育機関の職員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他人事事項及び研修に関する事。ただし、県費負担教職員、市立高等学校の校長、教員及び実習教諭、市立幼稚園の園長及び教員(以下「教育職員」という。)、学校医、学校歯科医、学校薬剤師並びに保健管理医を除く。</li> <li>(2) 教育委員会委員の報酬及び費用弁償支給に関する事。</li> <li>(3) 事務局及び教育機関の職員(県費負担教職員を除く。)の諸給与支給に関する事。</li> <li>(4) 事務局及び教育機関の職員(教育職員を除く。)の勤務時間その他勤務条件に関する事。</li> <li>(5) 労働安全衛生に関する事。</li> <li>(6) 職員団体及び職員の労働組合に関する事。</li> <li>(7) その他労務管理に関する事。</li> <li>(8) 事務局及び教育機関の職員(教育職員を除く。)の福利厚生に関する事。</li> <li>(9) 課内他係の主管に属しない事。</li> </ul>
財務係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 予算編成事務及び執行の調整並びに決算に関する事。</li> <li>(2) 学校(幼稚園を除く。以下同じ。)の予算配当及び執行に関する事。</li> <li>(3) 学校の寄附に関する事。</li> <li>(4) 学校の備品管理に関する事。</li> <li>(5) 不用品の処分に関する事。</li> </ul>



<p>学校施設課</p> <p>管理係</p>	<p>(1) 学校の用地，建築設備等の維持管理に関すること。</p> <p>(2) 学校の用地及び建物等に係る取得及び処分に関すること。</p> <p>(3) 工事，委託等の契約及び経理事務に関すること。</p> <p>(4) 学校の用地造成に係る測量，調査設計及び起債に関すること。</p> <p>(5) 学校の土木工事に係る設計及び工事監理に関すること。</p> <p>(6) 学校その他の教育施設(幼稚園を除く。以下同じ。)の建築物等の災害共済に関すること。</p>
<p>計画係</p>	<p>(1) 学校の建築計画に関すること。</p> <p>(2) 学校施設の保全計画，耐震化計画に関すること。</p> <p>(3) 修繕料等の経理事務に関すること。</p> <p>(4) 学校の建築に伴う起債及び国庫補助に関すること。</p> <p>(5) 学校の施設台帳に関すること。</p> <p>(6) 課内他係の主管に属しない事務に関すること。</p>
<p>施設第1係</p>	<p>(1) 学校の建築物及び工作物の工事・修繕の設計及び工事監理に関すること。</p> <p>(2) 学校の建築物，工作物等の直営修繕に関すること。</p> <p>(3) 学校の建築物の耐震化，バリアフリー化等に関すること。</p> <p>(4) 学校の建築基準法第12条に基づく建築物の点検に関すること。</p> <p>(5) 学校その他の教育施設の建築物等の調査，設計及び工事検査等に関すること。</p>
<p>施設第2係</p>	<p>(1) 学校の建設設備の工事・修繕の設計及び工事監理に関すること。</p> <p>(2) 学校の建築物，工作物等の直営修繕に関すること。</p> <p>(3) 学校の建築物の耐震化，バリアフリー化等に関すること。</p> <p>(4) 学校の建築基準法第12条に基づく建築物の点検に関すること。</p> <p>(5) 学校その他の教育施設の建築設備の調査，設計及び工事検査等に関すること。</p>
<p>学事課</p> <p>教職員係</p>	<p>(1) 教育職員の任免，給与，分限，懲戒，服務その他人事事項に関すること。</p> <p>(2) 教育職員の試験及び選考に関すること。</p> <p>(3) 教育職員の勤務時間その他勤務条件に関すること。</p> <p>(4) 教育職員の評価に関すること。</p> <p>(5) 県費負担教職員の職員団体に関すること。</p> <p>(6) 教育職員(市立幼稚園の園長及び教員を除く。)の表彰及び叙勲候補者の選考に関すること。</p> <p>(7) 校長会との連絡調整に関すること。</p> <p>(8) 岡山後楽館中・高等学校の入学者選抜に関すること。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(9) 教員免許及び教育実習に関する事。</li> <li>(10) 学校及び幼稚園の組織編成に関する事。(就学に関する事を除く。)</li> <li>(11) 教育職員の福利厚生に関する事。</li> <li>(12) 課内他係の主管に属しない事務に関する事。</li> </ul>
給与係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 県費負担教職員の給与の決定及び支給に関する事。</li> <li>(2) 県費負担教職員の退職手当に関する事。</li> <li>(3) 県費負担教職員の給与適正支給の研修指導に関する事。</li> <li>(4) 指導主事等の履歴及び給与簿の管理に関する事。</li> </ul>
就学課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 児童及び生徒の入学、転学、退学その他就学に関する事。</li> <li>(2) 学齢簿の編制に関する事。</li> <li>(3) 就学奨励及び就学義務の猶予、免除等に関する事。</li> <li>(4) 就学援助に関する事。</li> <li>(5) 高等学校授業料の調定及び収入に関する事。</li> <li>(6) 児童及び生徒の福利厚生に関する事。</li> </ul>
学校環境調整室	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校環境適正化の企画及び調整に関する事(幼稚園に係るものを除く。)</li> <li>(2) 学校の設置及び廃止に関する事。</li> <li>(3) 通学区域の設定又は変更に関する事。</li> <li>(4) 教育委員会情報ネットワークの管理に関する事。</li> <li>(5) 学校施設の防犯・防災に関する事。</li> <li>(6) 学校施設の使用に関する事。</li> </ul>
指導課	
振興係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校教育の振興に係る施策の企画及び調整に関する事(幼稚園に係るものを除く。)</li> <li>(2) 教科用図書は無償給与に関する事。</li> <li>(3) 教材及び教具の整備に係る企画及び調整に関する事。</li> <li>(4) 課内他係室の主管に属しない事務に関する事。</li> </ul>
指導係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校の経営の指導及び助言に関する事。</li> <li>(2) 小学校、中学校及び高等学校の教育課程編成及び学習指導に関する事。</li> <li>(3) 特色ある教育の推進に関する事(幼稚園に係るものを除く。)</li> <li>(4) 教科用図書の採択に関する事。</li> <li>(5) 学力・学習状況に係る調査及び評価に関する事。</li> <li>(6) 教育研究団体の指導育成に関する事。</li> </ul>
教育支援室	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 特別支援教育に関する事(幼稚園に係るものを除く。)</li> <li>(2) 生徒指導に関する事(幼稚園に係るものを除く。)</li> <li>(3) 進路指導に関する事。</li> <li>(4) 児童及び生徒の安全確保に関する事。</li> <li>(5) 教育相談に関する事(幼稚園に係るものを除く。)</li> <li>(6) 児童及び生徒の学校への適応指導に関する事。</li> </ul>

	<p>(7) 岡山市教育相談室及び岡山市適応指導教室(あおぞら清輝, トラングル一宮, ラポート牧山及び東部適応指導教室すまいる瀬戸)の管理に関すること。</p> <p>(8) 就学指導に関すること(幼稚園に係るものを除く。)</p> <p>(9) その他教育支援体制に関すること。</p>
人権教育室	<p>(1) 人権教育の企画, 指導及び調整に関すること(幼稚園に係るものを除く。)</p> <p>(2) 人権教育に係る教職員及び保護者等の研修に関すること(幼稚園に係るものを除く。)</p> <p>(3) 人権教育に係る文化・交流活動に関すること。</p> <p>(4) 奨学金に関すること。</p> <p>(5) 関係諸団体との連絡調整に関すること。</p>
教育研究研修センター	<p>(1) 教育に関する調査研究に関すること(幼稚園に係るものを除く。)</p> <p>(2) 教育関係職員(幼稚園を除く。)の研修に関すること。</p> <p>(3) 教育に関する資料の収集, 整理及び提供に関すること。</p> <p>(4) その他教育の振興を図るために必要な業務に関すること(幼稚園に係るものを除く。)</p>
保健体育課 保健体育係	<p>(1) 学校の保健についての管理及び指導に関すること。</p> <p>(2) 学校環境の保全に関すること(幼稚園に係るものを除く。)</p> <p>(3) 学校医, 学校歯科医, 学校薬剤師及び保健管理医の委嘱その他人事事項に関すること。</p> <p>(4) 学校及び幼稚園の教職員及び児童・生徒の健康診断に関すること。</p> <p>(5) 就学時の健康診断に関すること。</p> <p>(6) 日本スポーツ振興センターに関すること(幼稚園に係るものを除く。)</p> <p>(7) 学校保健会に関すること。</p> <p>(8) 岡山市学童校外事故共済制度に関すること。</p> <p>(9) 学校保健・学校体育の指導及び助言に関すること(幼稚園に係るものを除く。)</p> <p>(10) 児童・生徒の薬物乱用防止教育・性教育(エイズ教育等)に関すること。</p> <p>(11) 学校保健・学校体育に関しての教職員の研修に関すること(幼稚園に係るものを除く。)</p> <p>(12) 児童・生徒の体育, スポーツ活動の推進に関すること。</p> <p>(13) 学校保健・学校体育の調査, 研究及び資料提供に関すること(幼稚園に係るものを除く。)</p> <p>(14) 学校体育団体の指導及び助言に関すること。</p> <p>(15) 学校体育施設整備の国庫補助事務に関すること。</p>

	(16) 課内他係の主管に属しない事務に関する事。
学校給食係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校給食の管理運営に関する事。</li> <li>(2) 学校給食に係る調査・統計に関する事。</li> <li>(3) 学校給食の実施と食に関する指導に関する事。</li> <li>(4) 学校給食に関しての教職員の研修に関する事。</li> <li>(5) 学校給食の施設、設備の保全及び学校給食施設整備の国庫補助事務に関する事。</li> <li>(6) 学校給食会に関する事。</li> </ul>
生涯学習課 育成・支援係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 生涯学習のための調整に関する事。</li> <li>(2) 学校・地域の連携推進施策に関する事。</li> <li>(3) 社会教育関連機関及び関係団体との連絡調整及び振興に関する事。</li> <li>(4) 社会教育委員会議等に関する事。</li> </ul>
管理係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 社会教育施設(少年自然の家及び日応寺自然の森を除く。)の整備に関する事。</li> <li>(2) 生涯学習施策及び事業の情報提供及び相談に関する事。</li> <li>(3) 課内他係の所管に属しない事務に関する事。</li> </ul>
文化財課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 文化財保護施策に関する事。</li> <li>(2) 文化財の指定及び解除の事務に関する事。</li> <li>(3) 文化財の保護管理、調査研究及び活用普及に関する事。</li> <li>(4) 文化財保護審議会に関する事。</li> <li>(5) 文化財の保護保存団体に関する事。</li> <li>(6) 文化財保護法の事務手続に関する事。</li> <li>(7) 岡山市文化奨励賞に関する事。</li> <li>(8) 埋蔵文化財の保護、保存及び調査に関する事。</li> </ul>
中央図書館	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施設設備の維持管理に関する事。</li> <li>(2) 予算の経理に関する事。</li> <li>(3) 文書の収受発送及び保存に関する事。</li> <li>(4) 調査、統計及び記録に関する事。</li> <li>(5) 広報及び宣伝に関する事。</li> <li>(6) 地区館、分館、配本所等との事務連絡に関する事。</li> <li>(7) 館内奉仕に関する事。</li> <li>(8) 館外奉仕に関する事。</li> <li>(9) 図書館関係施設及び類縁機関との相互協力に関する事。</li> <li>(10) 文化活動に関する事。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(11) 利用者の秩序維持に関すること。</li> <li>(12) 利用の調査及び統計に関すること。</li> <li>(13) 資料の収集，整理，保存及び廃棄に関すること。</li> <li>(14) 寄贈資料の受入れ及び処理に関すること。</li> <li>(15) 資料の製本及び修理に関すること。</li> <li>(16) 西大寺緑花公園緑の図書室に関すること。</li> <li>(17) その他地区館分館の所管に属しない事務に関すること。</li> </ul>
中央公民館 管理係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施設及び設備の維持管理に関すること。</li> <li>(2) 教材及び教具の管理に関すること。</li> <li>(3) 予算の経理事務に関すること。</li> <li>(4) 使用料及び受講料の収納に関すること。</li> <li>(5) 文書の收受発送及び保存に関すること。</li> <li>(6) 広報に関すること。</li> <li>(7) 他係の所管に属しない事務に関すること。</li> </ul>
指導係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 公民館事業の指導調整に関すること。</li> <li>(2) 各種学級，講座等の企画実施に関すること。</li> <li>(3) 講習会，展示会等文化活動の育成及び開催に関すること。</li> <li>(4) 視聴覚教育に関すること。</li> <li>(5) 施設の公共的利用に関すること。</li> <li>(6) 調査，統計等資料の収集及び情報提供に関すること。</li> <li>(7) 各種の団体，機関等との連携に関すること。</li> <li>(8) 公民館職員の研修に関すること。</li> </ul>
オリエント美術館	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 美術品，考古資料及びその他の資料(以下「美術館資料」という。)の収集，保存及び貸出しに関すること。</li> <li>(2) 美術館資料の展示に関すること。</li> <li>(3) 美術館資料についての調査，研究に関すること。</li> <li>(4) 美術館資料についての講演会，講習会等の開催に関すること。</li> <li>(5) 関係機関との連絡，協力及び広報宣伝並びに普及に関すること。</li> <li>(6) その他専門的事項に関すること。</li> <li>(7) 入館料その他の収入事務等美術館の経理に関すること。</li> <li>(8) 館の施設・設備の維持管理に関すること。</li> </ul>